知識確認問題

~ II.トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項~

美施日:令相	牛	月	H
氏 名:			

【問題 1】

貨物自動車運送事業に係る法令としては、貨物自動車運送事業法や貨物自動車運送事業輸送安全規則などがあります。運転者は、(日常)点検の実施・確認、運行前後の(点呼)を受けるなどが規定され、これを遵守することが必要です。

【問題 2】

運行の開始前と終了後には、運転者は、運行管理者ら点呼執行者による(対面)の点呼を受けることが義務付けられています。運行開始前の点呼では、運転者から点呼執行者に対する疾病、疲労、(睡眠) 不足の状況、(酒気帯び) の有無、日常点検結果、携行品の状況などの報告を行います。運行終了後の点呼では、事故や異常の有無、運転者の疲労状況、(運行経路) の交通や気象の状況などについて、運転者は点呼執行者に報告し、さらに(酒気帯び)の有無についても確認する必要があります。

【問題3】

自動車の運転に係る法令としては、道路交通法などの法令があります。運転中の携帯電話・スマートフォンの操作は法令(違反)であり、運転への注意が著しく逸れることから事故につながる(危険)行為でもあります。また、道路交通法では、貨物の積載を確実に行う等、積載物の(転落)を防ぐことや、(転落)させたときに危険を防止するために必要な(措置)をとることも、運転者の遵守事項として定められています。

【問題 4】

酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって人身事故を起こした場合、(危険)運転致死傷罪が適用され厳罰に処せられます。死亡事故の場合には1年以上(20)年以下の懲役、負傷事故では(15)年以下の懲役が科せられます。また、自動車を運転する際に必要な注意を怠って、人を死傷させた場合には、(過失)運転致死傷罪が適用され、(7)年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

【問題 5】

(重大)事故を引き起こした場合には、運転者・会社への刑事処分・行政処分等の罰則は特に厳しいものとなります。被害者の命を一瞬にして奪う(重大)事故は、被害者遺族や関係者、被害車両の同乗者等、多くの人の心に深い傷を負わせる、取り返しのつかないものであります。また、加害者となってしまった場合にも、刑事・民事処分を受けるのみならず、人命を奪ってしまった罪の意識と後悔に、家族を含めて生涯にわたり苦しめられる人も多くいます。

出典:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(国土交通省) truck_honpen.pdf (mlit.go.jp)を加工して作成しております。